

■点検報告の義務のある防火対象物・報告期間

防火対象物（消防法施行令別表第1）		点検結果報告の期間
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場、観覧場	1年に1回
	ロ 公会堂、集会場	
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等	
	ロ 遊技場、ダンスホール	
	ハ 性風俗関連特殊営業店舗等	
	ニ 個室のカラオケ、ネットカフェ等	
(3)	イ 待合、料理店等	
	ロ 飲食店	
(4)	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗、展示場	
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所等	
	ロ 寄宿舍、下宿、共同住宅	
(6)	イ 病院、診療所、助産所	1年に1回
	ロ 福祉施設等（自力避難困難者が入所する施設）	
	ハ 福祉施設等（通所施設等）	
	ニ 幼稚園、盲学校、聾学校、養護学校	
(7)	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校等	3年に1回
(8)	図書館、博物館、美術館等	
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場等	1年に1回
	ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	
(10)	車両の停車場、船舶又は航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る）	3年に1回
(11)	神社、寺院、教会等	
(12)	イ 工場、作業場	
	ロ 映画スタジオ、テレビスタジオ	
(13)	イ 自動車車庫、駐車場	
	ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫	
(14)	倉庫	
(15)	前各項に該当しない事業所	
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	1年に1回
	ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	3年に1回
(16の2)	地下街	1年に1回
(16の3)	建築物の地階（16の2項に掲げるものを除く）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道を合わせたもの〔(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る〕	
(17)	文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民族文化財、史跡もしくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物	3年に1回
(18)	延長50メートル以上のアーケード	
(19)	市町村長の指定する山林	
(20)	総務省令で定める舟車	

は特定防火対象物